

堺市立浜寺中学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

いじめとは、生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わない。また、いじめか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

また、本校の全ての教職員は「いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」意識を持つ。
- (2) いじめられた生徒についてはできる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた生徒に対しては毅然とした態度で粘り強い指導をする。(謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上等生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。)
- (4) 保護者との信頼関係作り、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は全ての教育活動全体を通して「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させ、豊かな人間性・お互いの人格を尊重し合える態度や社会性を養うとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、みんなが活躍できる集団作りに努める。
- (2) 道徳教育・人権教育・特別活動を通じて、規範意識や社会性の向上に取り組む。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るためにスクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 定期的に未然防止の取り組みが適切に行われているか検証し、改善を図る。
- (6) 教職員は生徒理解・特別支援・人権などについて研修を行い、指導力の向上を図る。
- (7) いじめ相談体制の整備・点検を定期的に行い、生徒及びその保護者に対し保健室や相談室の利用・スクールカウンセラー・電話相談窓口などの周知徹底を行う。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりに努める。
- (9) 全ての教育活動において、生徒が活躍できる出番・場所作りに努め、自尊感情を高め、自他を大切にできる心情を育む。
- (10) 教職員はもとより、家庭・地域にも協力を求め、幅広い大人から認められているという自己有用感・自己肯定感を育成する。
- (11) 保健の授業や教育相談・特別活動等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることで、ストレスに適切に対処できる力を育成する。

3. 早期発見に向けて

いじめは大人の目に届きにくく判断しにくい形で発生しており、些細な兆候でも見逃さず、隠したり軽視したりすることなく、生徒に関わる全ての大人が連携し、全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の些細な変化に気づく。(例：いじめ対応チェックシートの活用等)
- (2) 生徒の声に耳を傾ける。(例：いじめアンケート、教育相談等)
- (3) 生徒の行動を注視する。(例：いじめ対応チェックシートの活用、校内巡回、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：電話連絡、家庭訪問、オープンスクール、PTA会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加、小中連携、関係機関との情報共有等)

4. 早期解決に向けて

いじめがあることが確認された場合いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行う。その上で関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

その際、いじめが単に謝罪をもって安易に解消とすることができないことに留意する。いじめが「解消している」状態とは、3か月間いじめに係る行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること、少なくとも以上の2つの要件が満たされている必要がある。

また、いじめに対しては個人ではなく組織的に対応し、市教育委員会へ連絡・相談する。事案によっては関係諸機関との連携をとる。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 複数の教員で家庭訪問し、事実と今後の対応について保護者に説明する。
- (4) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (5) いじめをした生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

5. 再発防止に向けて

一旦、解決した事案であっても再発の可能性はある。継続して組織的に対応することが大切である。また、被害生徒が別の生徒から、加害生徒が別の生徒へということも考えられるので学校全体での指導・支援が必要である。

- (1) 被害生徒への継続的な面談と見守り・支援を行う。
- (2) 加害生徒への継続的な面談と指導・支援を行う。
- (3) 保護者と定期的な連絡を行う。
- (4) 学級・学年・学校それぞれにおいていじめのない組織づくりに向けて指導を行う。

6. いじめアンケート調査の実施

7月・11月・2月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。

また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

7. 教育相談の実施

年1回（9月）、担任は教育相談を行う。その際、教育相談に向けて事前アンケートを実施する。教育相談をいじめ発見の場だけにせず、いじめを起こさないための学級づくり、学年づくりにつなげて行く。

8. 「浜寺中学校いじめ防止対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導（各1名）、養護教諭を構成員とし、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じていじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を報告する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の協力を得ながら対応する。
また、いじめ問題への対応として、いじめに関する校内研修を年1回実施する。
- (5) 重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告し、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

9. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、1年生を対象にネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお保護者においてもこれらについての理解を求める。また、生徒が悩みを抱えないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局・地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに西堺警察署（274-1234）に通報し、適切に援助を求める。

10. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなどでも、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導すること。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを指導すること。(観衆への対応)
- (6) 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組むこと。